

## 納入物品一覧表

番号	設備の名称	仕様(サイズ)	例示品型番	個数
1	ドラフト(大)	仕様書のとおり		1
2	ドラフト(中)	仕様書のとおり		1
3	ドラフト(小)	仕様書のとおり		1
4	天秤台	1200×750×H800	島津理化 NVB-A12	1
5	実験台(ステンレス流し付き)	3600×1200×H800	島津理化 G1-SM36 ※コンセント2口、ガス栓なし	1
6	実験台(ステンレス流し付き)	2400×1500×H800	島津理化 G1-SL24-B3	1
7	サイド実験台 蹴込みタイプ	3000×750×H800	島津理化 S1-KA30	2
8	サイド実験台 蹴込みタイプ	2400×750×H800	島津理化 S2-GC24	1
9	フレームサイド実験台(ワゴン付)	2700×900×H800	島津理化 FS2-27AC-S	1
10	木製作業台	2400×750×H800	島津理化 SW1-A24	2
11	木製作業台	2400×900×H800	島津理化 SW2-A24	1
12	木製作業台	1800×900×H800	島津理化 SW2-A18	1
13	木製作業台	1800×750×H800	島津理化 SW1-A18	1
14	工具保管庫	900×500×H1800	サカエ KU-81M4GY	1
15	工具保管庫	994×623×H1760	サカエ KU-K90A2GY	5
16	作業台	1500×750×H450	サカエ TKK6-157SI	1
17	作業台	1200×750×H740	サカエ KK-49NTI	2
18	作業台(キャビネットワゴン付)	1800×900×H740	サカエ KTM-189DI	1
19	作業台	900×750×H740	サカエ KT393I	1
20	作業台	900×600×H800	サカエ TKK-096HCSU4I	1
21	低温容器運搬車	LGC用	フジHANDカー FKS-3型	1

※裏面に納入時の注意事項記載

## 研究開発支援棟の研究用備品納入に関する注意事項

### 1. 納入据付場所

山梨県産業技術センター富士技術支援センター(〒403-0004 山梨県富士吉田市下吉田6-16-2)敷地内に建築される「研究開発支援棟」内(別紙1参照)

### 2. 搬入据付作業の期間および作業時間帯

搬入据付作業期間は、平成30年3月17日～平成30年3月30日(土日祝を含む)とする。また、作業の時間帯は、原則8:30～17:15とするが、甲乙協議の上で時間外の作業も対応可能とする。

なお、既存の施設内に設置されている現有機器設備等の移転作業が同期間にあり、納入する実験台等の上に移転機器を設置するケースもあるため、移転作業請負業者との協議を密にし、搬入据付作業日程等の調整を十分に行うこと。

### 3. 作業内容等

#### (1) 提出書類

次の書類を山梨県産業技術センター総務課(富士吉田市下吉田6-16-2)まで提出すること

①搬入スケジュール表 平成29年12月28日(木)まで

②使用車両番号、車種、台数一覧表 平成30年3月15日(木)まで

#### (2) 搬入据付作業

①納入物品の搬入作業には「研究開発支援棟」の西側正面入口および東側マシンハッチを利用すること。

②納入物品については、指定された場所に配置するものとする。富士技術支援センターが提示する室内レイアウト図(別紙2参照)に基づき、搬入順序及び配置場所等について、十分に打ち合わせを行うものとする。

③搬入場所には機器設備等の移転作業を実施する業者が施す養生があるものとする。

④現有機器設備の移転作業および事務用備品の搬入作業が同時期にあることから、スケジュール調整が困難な場合、「研究開発支援棟」内の「共同研究エリア」を利用し、一次的に仮置きすることを可能とする。ただし、当該領域は養生されていないため、床・壁等に適切な養生を施すこと。

⑤電源に接続する設備は、設置場所付近に設けた電源(床からの立ち上げ配線)に接続すること。

⑥給水および排水が必要な設備は、設置場所付近に設けた給水管および排水管に接続することとし、接続に必要な部品を用意すること。

⑦ガス供給が必要な設備は、設置場所付近に設けたガス管に接続することとし、接続に必要な部品を用意すること。

#### (3) 他関連業者との調整

搬入作業を円滑にするため、富士技術支援センターが別途契約する業者等と連絡を密にし、搬入作業日程等の調整を十分に行うこと。

#### (4) 現場管理

①搬入で使用する車両番号、車種、台数一覧を予め届け出ること。

②他の関連業者と十分な協議の上、工程表を作成し提出すること。

③法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保して実施するものとし、法令の規定を遵守して作業を行うこと。

④作業員の服装の統一、名札・腕章の着用など、当該作業員が本業務従事者であることが明らかに確認できるようにすること。

⑤搬入場所の施設・設備に損傷を与えないよう丁寧に扱うこと。

⑥業務に直接関係のない場所に、みだりに立ち入らないこと。